

新

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年10月13日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）の状況について	2
(2) いづみ保育園への対応状況について	6
(3) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定予定について	11

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月13日

件名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課 福祉部 福祉管理課
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p>1 法人の方針確認について</p> <p>法人の運営の適正化に向けた方針を確認するため、法人理事長等に対するヒアリングを実施した。</p> <p>(1) 日時 令和4年8月23日（火）10時～11時30分</p> <p>(2) 出席者 [法人] 理事長、理事2名 計3名 [足立区] 長谷川副区長、教育長、福祉部長、子ども家庭部長、福祉管理課長、子ども施設運営課長、私立保育園課長 計7名</p> <p>(3) 足立区の要請</p> <p>ア 日ノ出町保育園の安定した運営 早急に法人経営陣と園職員との信頼関係を構築して、職員が安心して働ける保育所運営に努めること。</p> <p>イ 法人運営の適正化 社会保険料未納（※）など会計面での適正化について、取組を促進すること。</p> <p>※ 令和4年7月末で約3,692万円未納（同法人が過去に運営していた「なかよし保育園」「新田三丁目なかよし保育園」と「日ノ出町保育園」3園の合計）</p> <p>(4) 法人の回答</p> <p>ア 理事長が保育園に入りコミュニケーションをとることで園職員との信頼関係を少しずつ築いている。</p> <p>イ 当面は、最重要課題である法人の財政状況の立て直しに向けた分析・検討に集中して取り組んでいきたい。</p> <p>(5) 法人の回答に対する区の対応</p> <p>ア 法人の財政状況について、法人が改めて調査しており、その結果を9月中に区に報告することを求めた。</p> <p>イ 上記の報告を受けた後、早急に法人財政の再建計画を提出するよう求めていく。</p>

	<p>2 新田三丁目なかよし保育園にかかる委託料について</p> <p>(1) 法人から区へ委託料不足分の支払要求 法人は、指定管理者であった平成25年度から平成29年度までの運営に要した経費に対して、区から支払われた委託料のうち人件費が不足しているとして、区へ40,140,306円の追加支払を求めている。</p> <p>区はこの要求に対して、法的根拠に基づき支払の必要がないことを繰り返し法人に伝えたが、法人は委託業務を履行する上で不足する経費は区が負担するべきであるとし、両者の見解は平行線のままである。</p> <p>(2) 区から法人へ委託料の返還請求 区は、令和2年度に法人が指定管理者の指定取消に伴い概算払で支払っている委託料のうち、取消となった期間相当分(4,021,176円)の返還を繰り返し求めている。</p> <p>(3) 法人との面談及び説明 新体制となった法人の理事長らに上記(1)及び(2)について直接説明を行い、法人が要求している委託料を支払わないこと、指定管理者を取り消された期間の委託料を早急に返還することを改めて強く求めた。</p> <p>(4) 今後の区への対応 今後も法人から委託料不足分の支払要求があった場合には、繰り返し法的根拠等を示し支払う意思のないことを説明する。 また、指定管理者を取り消された期間の委託料の返還を引き続き要求し、あくまでも法人が応じない場合は法的措置も検討する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>日ノ出町保育園が安定した保育を維持し、園児に影響が生じないよう、引き続き保育園現場の状況を確認していく。</p>

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年10月現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみでの運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年10月現在、精算書は提出されていない）

R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長の選任及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※ 前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 10. 5	新田三丁目なかよし保育園にかかる委託料について法人と面談し、改めて区の方針を理事長らに直接伝える

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月13日

件名	いづみ保育園への対応状況について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設入園課
内容	<p>保育士が大量退職したことにより、保育を休止（休止期間：令和4年4月1日～10月31日予定）しているいづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜：西新井栄町1-15-10）にかかる対応状況について報告する。</p> <p>1 再開承認申請手続きについて</p> <p>保育を再開する際、法人は「保育所設置認可等事務取扱要綱」において東京都が規定する「児童福祉施設（保育所）再開承認申請書（以下「再開承認申請書」という。）」を、区を経由して都へ提出することになる。</p> <p>令和4年8月、都が法人に対し、「再開承認申請書」に添付する書類を以下のとおり指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用する全職員の雇用契約書 ・ 休止に至った原因究明及び労働環境の改善等の再発防止策を講じたことが分かる書類 ・ 当該保育所及び設置者全体の今後5年間の収支予算書 等 <p>2 再開の希望時期等について</p> <p>令和4年8月30日、園長が来庁し、今後の再開計画等について聴き取りを行った結果、以下の内容で再開を希望していることを確認した。</p> <p>(1) 再開時期：令和5年4月1日</p> <p>(2) 定員：27名（0歳児7名、1歳児10名、2歳児10名）</p> <p>(3) 必要保育士数：9名</p> <p>(4) 再開手続期限：令和5年1月上旬まで</p> <p>3 利用申込者への情報提供について</p> <p>令和5年4月入所の申込案内において、以下の方法により、当該園の状況を利用申込者に周知する。</p> <p>(1) 保育施設利用申込案内において、当該園の経過及び状況について注記を表示する（P9参照）。</p> <p>(2) 当該園への入所に関する問い合わせに対し、区の窓口等で、当該園の経過及び状況について情報提供する（P10参照）。</p>
問題点 今後の方針	保育士の採用状況及び保育園の改善状況等を注視しつつ、都と連携・協議の上、保育再開について慎重に判断していく。

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要な常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認

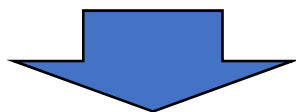
対応経過

R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 (区から都に7月15日進達、7月25日東京都承認) 園長から令和4年11月もしくは12月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和5年4月1日に定員27名で再開をしたいとの申し出

保育施設利用申込案内の注記について（令和5年4月入所）

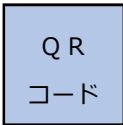
【変更前】令和4年4月入所における注記方法

「認可保育所一覧」のページの施設名称に（※印）を表示し、別ページに内容を記載



【変更後】令和5年4月入所における注記方法及び文案

利用申込者の見落としを防ぐため、「認可保育所一覧」中に記載（太枠で囲った箇所）

地域	No.		施設名称	所在地 電話番号	定員	0歳保育	開所時間
梅田・中央本町	53	私立	いづみ	西新井栄町 1-15-10 3886-2520	20	—	7:30～19:00
<p><u>いづみ保育園は、令和3年度末の職員退職に伴い、令和4年4月以降、保育を休止しています。令和4年10月1日現在、保育園の再開時期は「未定」です。当園の申込をされる場合は、必ず足立区ホームページで最新情報をご確認ください。</u></p>							<p>詳しくは こちら→</p> 

令和4年10月 日

保護者各位

いづみ保育園への入所申込を検討されている方へ

いづみ保育園（設置者：社会福祉法人泉光会いづみの杜（以下「設置者」といいます。））は、令和4年4月以降、保育を休止しています。

令和5年4月以降の入所申込にあたっては、下記のいづみ保育園にかかる事実経過等をご確認の上、ご検討いただけますようお願いいたします。

なお、事実経緯等の詳細につきご不明な点がある場合は、設置者へ直接お問い合わせください。

【設置者連絡先（いづみ保育園）】

所在地：西新井栄町1-15-10 / 電話：03（3886）2520

1 令和4年4月以降の保育の休止

令和4年3月末日以降、いづみ保育園に勤務する職員の退職により、いづみ保育園において在園児全員の保育を維持することができなくなったことから、設置者は東京都に対し、令和4年7月12日付でいづみ保育園の休止申請を行い、東京都は設置者に対し、令和4年7月25日付でいづみ保育園の休止を承認しました。

なお、令和4年10月1日時点で、いづみ保育園は保育を休止しております。

2 保育の再開について

設置者は、東京都及び足立区との間でそれぞれ保育の再開へ向けた協議等を行っていますが、令和4年10月1日現在、保育の再開時期は「未定」です。

※ 保育士の確保状況等により、再開時期、定員、開所時間等が変更となる可能性がありますので、必ず足立区ホームページで最新情報をご確認ください。

詳しくはこちら→

QR
コード

【担当】足立区子ども家庭部私立保育園課私立保育園第一係・第二係

電話：03（3880）5889 / Eメール：kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定予定について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課 子ども政策課、子ども施設運営課、 子ども施設入園課、子ども施設指導・支援課
内容	<p>足立区待機児童解消アクション・プラン令和4年度版の改定を以下のとおり進めたい。</p> <p>1 改定方針</p> <p>(1) 令和4年度は待機児童が1名発生したが、本人の希望と空き状況の不一致によるもので、保育定員が不足しているわけではないため、新規の施設整備は行わない。</p> <p>(2) 待機児童解消の継続を図るため、定員の空き対策や多様な保育の利用促進等の取組について、社会状況の変化を反映して更新、調整する。</p> <p>(3) 新たに年度途中の利用（待機）状況にも目を向け、年間を通じた保育サービスの提供環境の向上を図る。</p> <p>2 年度途中の利用（待機）状況の把握と支援策等の検討【新規】</p> <p>年度当初の待機児童が概ね解消されたため、今後は年度途中の利用（待機）状況についても向上すべく、実態調査と支援策等の検討を行う。</p> <p>(1) 年度途中の利用（待機）状況の実態調査 10月1日時点の待機児童を4月と同条件で調査し、年度途中の利用（待機）状況の実態を把握する。</p> <p>(2) 年度途中の待機児童対策、利用支援策の検討 既存の施設や制度を活用し、年度途中の待機児童発生の防止策や、待機となってしまった場合の支援策を検討する。</p> <p>3 主な定員の空き対策【継続】</p> <p>(1) 私立保育施設</p> <p>ア 利用定員変更（認可保育所、小規模保育） 利用定員を変更（減）することで給付費の単価を引き上げ、施設の経営改善につなげる。</p> <p>イ 固定的経費の補助（小規模保育、家庭的保育） 空きの生じている小規模保育施設に人件費等の一部補助を継続するとともに、家庭的保育（保育ママ）についても、一時保育の実施や給食の提供等の条件を付した上で、人件費等の一部補助を継続することで、安定的な運営と、年間を通じた一定の定員確保を支援していく。</p>

(2) 区立保育施設（入所定員抑制）

令和4年度に区内全域で1, 2歳児の保育需要率が想定よりも高まったこと等から、「令和5年度の2歳児」及び「令和6年度の3歳児」を中心に入所定員抑制を縮小する。

なお、計画人数は、各年の保育需要の状況の変化に応じて検証を行っていく。

◇表1 保育需要率の推移

	全体	0歳児	1・2歳児	3～5歳児
令和2年	47.4%	24.2%	56.6%	48.4%
令和3年 (前年比)	50.1% (+2.6%)	25.2% (+1.0%)	59.7% (+3.1%)	51.4% (+3.0%)
令和4年 (前年比)	52.2% (+2.1%)	25.3% (+0.1%)	62.9% (+3.2%)	53.6% (+2.2%)

◇表2 区立保育施設の入所定員抑制

(単位：人)

昨年度計画	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年までの抑制数	0	▲ 23	▲ 62	▲ 43	▲ 41	▲ 32	▲ 201
令和5年入所抑制数	0	0	▲ 81	▲ 31	▲ 35	▲ 20	▲ 167
令和6年入所抑制数	0	0	0	▲ 78	▲ 34	▲ 35	▲ 147
累 計	0	▲ 23	▲ 143	▲ 152	▲ 110	▲ 87	▲ 515



R4実績等を踏まえて見直し

見直し後	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年までの抑制数	0	▲ 23	▲ 62	▲ 43	▲ 41	▲ 32	▲ 201
令和5年入所抑制数	0	▲ 2	▲ 16	▲ 25	▲ 43	▲ 31	▲ 117
令和6年入所抑制数	0	0	0	▲ 14	▲ 20	▲ 32	▲ 66
累 計	0	▲ 25	▲ 78	▲ 82	▲ 104	▲ 95	▲ 384

問題点
今後の方針

足立区待機児童解消アクション・プランの改定を1月の各会議体で報告予定